

在宅で医療を受ける前に

● 自分が受けられる制度を知ろう

医師による医療以外のサービスが必要になった場合は、主に次のどちらかの制度が利用できます。

○介護保険制度

65歳以上または40歳以上で、介護保険の特定疾病により介護状態になったかた。

○障がい福祉サービス

何らかの障がいがある64歳以下ので、介護保険が利用できないかた。

● どこに相談すればいいの？

まずは、以下の機関に相談しましょう。



○以前から介護保険制度や障がい福祉サービスを受けていたかた

⇒担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）や、障がい相談支援専門員にご相談ください。

○病院に入院中のかた

病院内の地域連携室や、患者支援センターなどの医療相談員、ソーシャルワーカーにご相談ください。

○誰に相談したらいいかわからないかた

⇒保健福祉センターひだまりにある「鳥羽市地域包括支援センター」にご相談ください。

<鳥羽市地域包括支援センター：TEL0599-25-1182>

● 介護保険を利用する場合

介護保険を利用する場合は、認定申請が必要です。申請は本人や家族が行いますが、申請方法が分からない場合は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が代行申請できますのでご相談ください。

<申請窓口> ①健康福祉課介護保険係（市保健福祉センターひだまり内）
②市民課（市民文化会館1階） ③市内各連絡所



● 要介護認定の申請から通知までの流れ

<申請>…まずは、以下の場所で申請をしてください

介護保険の利用を希望する場合は、健康福祉課介護保険係（市保健福祉センターひだまり）、市民課（市民文化会館1階）、市内各連絡所で申請してください。申請のときには、介護保険者証をお持ちください。また、かかりつけの医療機関や医師の名前もお伝えください。

<要介護認定>…次に、以下の流れに沿って認定が行われます

- ①訪問調査 心身の状態等を確認するために、調査員が本人や家族などへの聞き取り調査を行います。
- ②医師の意見書 申請者のかかりつけ医に、介護が必要となる傷病などについて意見書を作成してもらいます。
- ③判定 聞き取り結果に基づき、保健、医療、福祉分野の専門家で構成される介護認定審査会により、要介護状態区分を決定します。
- ④認定 「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」のいずれかに区分認定されます

<認定結果の通知>…最後に、申請者に認定結果が送られます

原則として申請から30日以内に、「認定結果通知書」と「介護保険証」が送付されます。これで、要介護区分に応じた介護保険サービスを受けられるようになります。

● 障がい福祉サービスを利用する場合

障害支援区分の認定や、サービス受給者証などの各種申請が必要になることがあります。申請は、本人や家族で行いますが、申請方法が分からないかたなどは、相談支援専門員等へご相談ください。

- <相談窓口>①健康福祉課高齢・障害係（市保健福祉センターひだまり内） ☎0599-25-1183
②鳥羽市障がい者相談支援事業所（市社会福祉協議会内） ☎0599-25-1188